

意見募集案件	学校給食のあり方に関する基本方針(案)について
担当課	北広島市学校給食センター 電話 011-373-2487

意見募集期間	平成29年12月20日(水)から平成30年1月18日(木)まで
原案の公表場所(閲覧・配布)	◇北広島市学校給食センター及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島12月15日号(概要のみ)
意見の提出方法・提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</p> <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</p> <p>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>北広島市学校給食センター 郵便番号 061-1123 北広島市朝日町 5 丁目 1-4 電話 011-373-2487 ファクシミリ 011-373-2494 電子メールアドレス: kyu@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予定時期	市ホームページにて平成30年2月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>より一層安全で安心な学校給食の充実を図り、次代を担う子供たちが心身ともに健やかに育つよう、より良い学校給食実現のための基本方針(案)に関する意見を求めます。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別紙のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>学校給食法第2条、第6条</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>より美味しく安全安心な給食の提供と、充実した食指導が推進されます。また、食育や災害に備えた機能を整備するなど、施設の複合化・多機能化が図られます。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)</p>
対象となる政策等の原案	別紙のとおり
その他	<p>・パブリックコメント後のスケジュール(予定)</p> <p>平成30年2月-意見集約・反映・公表、平成30年2月-市議会へ報告</p> <p>平成30年4月-新設調理場基本計画策定</p>